

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 106 号

## 川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第19条を第22条とし、第18条の次に次の3条を加える。

（公園巡回指導員）

第19条 条例第28条に規定する過料の処分に係る事務その他市長が認める都市公園の管理に関する事務を行わせるため、公園巡回指導員を置く。

2 公園巡回指導員は、市長が任命する。

3 公園巡回指導員は、第1項に規定する事務を行う場合においては、公園巡回指導員証（第10号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（告知及び弁明の機会の付与）

第20条 市長は、条例第28条の規定により過料を科すときは、告知書・弁明書（第11号様式）により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

（過料）

第21条 市長は、条例第28条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書（第12号様式）を交付するものとする。

2 条例第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者に対して科する過料の額は、同項第9号に掲げる行為にあっては2,000円とし、同号以外の号に掲げる行為にあっては情状により市長が定める。

第9号様式の次に次の3様式を加える。

第10号様式

(表)

<p>写真</p>	公園巡回指導員証	第 号
	氏 名 生年月日	
	上記の者は、川崎市都市公園条例施行規則第19条第1項に規定する公園巡回指導員であることを証明する。	
	年 月 日	
	川崎市長	印

(裏)

<p>川崎市都市公園条例（抜粋） (行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。 (5) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。 (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。 (9) 指定された場所以外の場所で喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。）をすること。 (10) 公園をその用途以外に使用すること。 (11) 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。</p> <p>2 前項各号の行為をした場合市に損害を生じさせたときは、市長の認定による損害を弁償することができる。</p> <p>（過料）</p> <p>第28条 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。</p> <p>川崎市都市公園条例施行規則（抜粋） (公園巡回指導員)</p> <p>第19条 条例第28条に規定する過料の処分に係る事務その他市長が認める都市公園の管理に関する事務を行わせるため、公園巡回指導員を置く。</p> <p>2 公園巡回指導員は、市長が任命する。</p> <p>3 公園巡回指導員は、第1項に規定する事務を行う場合においては、公園巡回指導員証（第10号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
---

# 第11号様式

住所 氏名	第 号 年 月 日										
告知書・弁明書 様											
川崎市長 印											
<p>あなたが行った、次の行為は、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項及び第28条の規定により過料処分の対象となります。</p> <p>また、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。</p> <table border="1"><tr><td>日 時</td><td>年 月 日 午前・午後 時 分 ころ</td></tr><tr><td>場 所</td><td>川崎市 区</td></tr><tr><td>内 容</td><td>都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第 号違反）</td></tr><tr><td>弁明の機会の付与の方式</td><td>弁明書の提出</td></tr><tr><td>弁明書の提出先及び提出期限</td><td>提出先 提出期限 年 月 日 ( )</td></tr></table>		日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ	場 所	川崎市 区	内 容	都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第 号違反）	弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出	弁明書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日 ( )
日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ										
場 所	川崎市 区										
内 容	都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第 号違反）										
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出										
弁明書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日 ( )										
年 月 日											
(宛先)川崎市長											
住所 氏名											
<p><input type="checkbox"/> 以下のとおり、弁明書を提出します。</p> <p>弁明の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>											
<p><input type="checkbox"/> 弁明書の提出期限までに弁明書を提出します。</p>											

注1 弁明書は次の事項を記載した書面により提出してください。(1)提出される方の氏名及び住所  
(2)弁明に係る件名(不利益処分の内容など)(3)当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実  
その他当該事案の内容についての意見

- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第12号様式

第 号	
年 月 日	
過料決定書	
住所	
氏名	様
過 料	円
適用条項	川崎市都市公園条例第28条
処分事由 都市公園における禁止行為（条例第4条第1項第　号違反）	
日 時	年　月　日　午前・午後　時　分ころ
場 所	川崎市　区
上記のとおり、過料に処します。	
川崎市長	印
この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。	

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。